

中央清掃事務所機械警備業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 21 日

札幌市長 秋 元 克 広

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部総務課庶務係 電話 (011) 211-2906

メールアドレス kankyo-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

中央清掃事務所機械警備業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

ただし、本調達は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望月額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 8 ～ 11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」、小分類「機械警備業」に登録があること。

(3) 警備業法第 2 条第 1 項第 1 号に定める警備業の認定を受け、かつ、同法第 40 条に定める機械警備業務を行おうとする際の届出のほか、札幌市内の事業所に係る営業所設置等及び機械警備業務関係の届出を行っているものであること。

(4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事

再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (5) 入札参加者が行うすべての業務を対象とした賠償責任保険に加入していること。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 受注案件など個別案件のみを補償対象とした保険
 - イ 入札告示日以降に新規に加入した保険（更新を除く。）
- (6) 入札告示日を起点とした過去5年間に於いて、機械警備業務の履行実績を1年以上（日常的に監視しているものに限る。）有していること。
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書について
環境局ホームページにて公開する。また希望するものには、上記1の場所にて交付する。
- (3) 入札書受領期限
令和8年9月1日（火）17時15分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
令和8年9月2日（水）11時40分
札幌市役所本庁舎12階 環境局会議室
- (5) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望するものは、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 最低制限価格の設定 有

(7) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果入札参加資格を有する者と確認ができた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(8) 詳細は入札説明書による。